

## 重要事項説明書

### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業所

法人名称	合同会社 星陽		
代表者	白崎 志歩		
所在地 (連絡先及び電話番号等)	石川県白山市美川浜町ソ473 076-278-2155	FAX	076-203-6155
法人設立年月日	令和6年11月11日		

### 2 利用者に対してのサービスを実施する事業所

#### (1) 事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーション ひのわ		
介護保険指定事業所番号	1762291571		
事業所所在地	石川県白山市美川浜町ソ473		
連絡先 相談担当者名	電話番号 FAX番号 担当者	076-278-2155 076-203-6155 白崎 志歩	
事業実施地域	金沢市、野々市市、白山市、川北町、能美市、小松市		
事業の目的	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営及び、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保する。		
運営方針	訪問看護においては要介護状態又は要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮してその療養生活を支援し、心身機能の維持、回復を図るものとする		

#### (2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（年末年始（12/29～1/3）を除く）
営業時間	9時から17時 電話対応24時間可

#### (3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	年中無休
営業時間	24時間 0時から24時

(4) 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合はステーションの他の職務に従事する。	常勤1名
看護職員	主治医の指示による訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護サービスを担当する。	常勤換算2.5名以上(うち1名以上は常勤)
理学療法士等	主治医が交付する指示書に基づきリハビリテーションを行います。	常勤1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類

訪問看護計画書の作成	主治医の医師の指示及びに居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画に基づき、具体的なサービス内
サービスの内容	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症高齢者等の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置など

(2) 看護職員の禁止行為 看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 【介護保険】訪問看護・介護予防 指定訪問看護ステーション 料金表  
 (介護) 訪問看護の場合

利用料金 (1回あたり)

		(単位数)	利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (訪問看護)	20分未満	314	314円	628円	942円
	30分未満	471	471円	942円	1,413円
	30分以上1時間未満	823	823円	1,646円	2,469円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	1,128円	2,256円	3,384円
	理学療法士等による訪問の場合 (1回につき)	294	294円	588円	882円

(介護予防) 訪問看護の場合

利用料金 (1回あたり)

		(単位数)	利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス利用時間ごとの料金 (介護予防訪問看護)	20分未満	303	303円	606円	909円
	30分未満	451	451円	902円	1,353円
	30分以上1時間未満	794	794円	1,588円	2,382円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	1,090円	2,180円	3,270円
	理学療法士等による訪問の場合 (1回につき)	284	284円	568円	852円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※夜間 (18:00~22:00) 又は早朝 (6:00~8:00) の場合、所定単位数の25%増

※深夜 (22:00~6:00) の場合、所定単位数の50%増

加算項目

		(単位数)	利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(I)	30分未満 1回につき	254	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	402	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(II)	30分未満 1回につき	201	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	317	317円	634円	951円
長時間訪問看護	1回につき	300	300円	600円	900円
要介護5の者の場合(定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携)		800	800円	1,600円	2,400円
緊急時訪問看護加算(I)	1月につき	600	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算(II)	1月につき	574	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算(I)	1月につき	500	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(II)	1月につき	250	250円	500円	750円
専門管理加算	1月につき	250	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	2,500円	5,000円	7,500円
遠隔死亡診断補助加算	死亡月につき	150	150円	300円	450円
初回加算(I)	1月につき	350	350円	700円	1,050円
初回加算(II)	1月につき	300	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	600	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	250円	500円	750円
口腔連携強化加算	1回につき	50	50円	100円	150円

利用料金 医療保険

訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで (看護師・理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降(看護師)	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降(理学療法士)	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日まで (准看護師)	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目以降(准看護師)	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師(※)の場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

**訪問看護基本療養費Ⅱ**

同一日に同一建物で利用者様3名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問 (3人目以上)	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合(週4日目以降)	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合(週3日目まで)	2,530円	253円	506円	759円
	准看護師の場合(週4日目以降)	3,030円	303円	606円	909円
	理学療法士等の場合(週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円
専門研修を受けた看護師(※)との同行訪問	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

**訪問看護基本療養費Ⅲ**

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

**基本療養費に追加される加算**

		利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
看護管理療養費	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円	
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合 1月につき	3,000円	300円	600円	900円	
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降の場合 1月につき	2,500円	250円	500円	750円	
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円	
訪問看護ベースアップ評価料(1)		780円	78円	156円	234円	
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円	
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円	
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円	
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円	
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円	
難病等複数回訪問加算	1日2回/訪問者2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円	
	1日2回/訪問者3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
	1日3回以上/訪問者2人まで	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
	1日3回以上/訪問者3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円	
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円	
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者	1,800円	180円	360円	540円	
	上記以外の場合	1,300円	130円	260円	390円	
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
夜間早朝訪問看護加算(6~8時/18~22時)		2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22時~6時)		4,200円	420円	840円	1,260円	
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		【厚生労働大臣が定める場合】 1日1回	同一建物3人以上	2,700円	270円	540円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		【厚生労働大臣が定める場合】 1日2回	同一建物3人以上	5,400円	540円	1,080円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		【厚生労働大臣が定める場合】 1日3回	同一建物3人以上	9,000円	900円	1,800円
情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円	
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円	

【医療保険-精神】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表（医療保険）

精神科訪問看護基本療養費/加算

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、作業療法士等による訪問	週3日まで/1回30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週3日まで/1回30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以上/1回30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日以上/1回30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
准看護師による訪問	週3日まで/1回30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	週3日まで/1回30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日以上/1回30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
	週4日以上/1回30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物への複数訪問 (2人目まで)	看護師や作業療法士の場合	30分未満(週3日目ま)	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上(週3日目ま)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満(週4日目以)	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		30分以上(週4日目以)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師の場合	30分未満(週4日目以)	3,870円	387円	774円	1,161円
		30分以上(週4日目以)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満(週4日目以)	4,720円	472円	944円	1,416円
		30分以上(週4日目以)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
同一建物への複数訪問 (3人目以上)	看護師や作業療法士の場合	30分未満(週3日目ま)	2,130円	213円	426円	639円
		30分以上(週3日目ま)	2,780円	278円	556円	834円
		30分未満(週4日目以)	2,550円	255円	510円	765円
		30分以上(週4日目以)	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合	30分未満(週4日目以)	1,940円	194円	388円	582円
		30分以上(週4日目以)	2,530円	253円	506円	759円
		30分未満(週4日目以)	2,360円	236円	472円	708円
		30分以上(週4日目以)	3,030円	303円	606円	909円

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
入院時の外泊時の訪問	8,500円	850円	1,700円	2,550円

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算

		利用料					
		10割	1割負担	2割負担	3割負担		
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円		
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円		
長時間精神科訪問看護加算	1回につき	5,200円	520円	1,040円	1,560円		
夜間早朝訪問看護加算 (6～8時/18～22時)		2,100円	210円	420円	630円		
深夜訪問看護加算 (22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円		
精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円	
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
	1日3回以上	同一建物2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
		同一建物3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回	同一建物2人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回以上	同一建物2人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
	准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		1日2回	同一建物2人以下	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			同一建物3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1日3回以上	同一建物2人以下	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
			同一建物3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
看護補助者、精神保健福祉士の場合	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円		
	同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円		
看護管理療養費		7,670円	767円	1,534円	2,301円		
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合	3,000円	300円	600円	900円		
訪問看護管理療養費2	1月につき	2,500円	250円	500円	750円		
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円		
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円		
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円		
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円		
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円		
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円		
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円		
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円		
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイの場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円		
	精神科在宅患者支援管理料2のロの場合	5,800円	580円	1,160円	1,740円		
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円		
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円		
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円		
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円		
情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円		
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円		
ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円		
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円		

【医療保険-精神】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表（医療保険）

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ/加算

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、作業療法士等による訪問	週3日まで/1回30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週3日まで/1回30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以上/1回30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日以上/1回30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
准看護師による訪問	週3日まで/1回30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	週3日まで/1回30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日以上/1回30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
	週4日以上/1回30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物への複数訪問 (2人目まで)	看護師や作業療法士の場合	30分未満(週3日目ま	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上(週3日目ま	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満(週4日目以	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		30分以上(週4日目以	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師の場合	30分未満(週4日目以	3,870円	387円	774円	1,161円
		30分以上(週4日目以	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満(週4日目以	4,720円	472円	944円	1,416円
		30分以上(週4日目以	6,050円	605円	1,210円	1,815円
同一建物への複数訪問 (3人目以上)	看護師や作業療法士の場合	30分未満(週3日目ま	2,130円	213円	426円	639円
		30分以上(週3日目ま	2,780円	278円	556円	834円
		30分未満(週4日目以	2,550円	255円	510円	765円
		30分以上(週4日目以	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合	30分未満(週4日目以	1,940円	194円	388円	582円
		30分以上(週4日目以	2,530円	253円	506円	759円
		30分未満(週4日目以	2,360円	236円	472円	708円
		30分以上(週4日目以	3,030円	303円	606円	909円

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
入院時の外泊時の訪問	8,500円	850円	1,700円	2,550円

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算

		利用料					
		10割	1割負担	2割負担	3割負担		
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円		
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円		
長時間精神科訪問看護加算	1回につき	5,200円	520円	1,040円	1,560円		
夜間早期訪問看護加算（6～8時/18～22時）		2,100円	210円	420円	630円		
深夜訪問看護加算（22時～6時）		4,200円	420円	840円	1,260円		
精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円	
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
	1日3回以上	同一建物2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
		同一建物3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回	同一建物2人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回以上	同一建物2人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
	准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		1日2回	同一建物2人以下	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			同一建物3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1日3回以上	同一建物2人以下	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
			同一建物3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
看護補助者、精神保健福祉士の場合	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円		
	同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円		
看護管理療養費		7,670円	767円	1,534円	2,301円		
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合	3,000円	300円	600円	900円		
訪問看護管理療養費2	1月につき	2,500円	250円	500円	750円		
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円		
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円		
訪問看護ベースアップ評価料(1)		780円	78円	156円	234円		
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円		
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円		
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円		
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円		
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円		
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円		
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイの場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円		
	精神科在宅患者支援管理料2のロの場合	5,800円	580円	1,160円	1,740円		
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円		
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円		
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円		
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円		
情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円		
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円		
ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円		
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円		

## 5 その他の費用

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。 (1)実施地域を超えた地点から片道10Km未満 250円 (2)実施地域を超えた地点から片道10Km以上 500円	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日17時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	前日17時までのご連絡がない場合	1提供当りの料金の50%を請求いたします。
連絡がなくキャンセルになった場合	1提供当りの料金の100%を請求いたします。	

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません

## 6 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	1 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてに送付します。
利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	1 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い 2 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から1か月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただきます。

## 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 8 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	白崎 志歩
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名	続柄
	住 所	
	電 話 番 号	
	携 帯 電 話 勤 務 先	
【主治医】	医 療 機 関 名	
	氏 名	
	電 話 番 号	

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 13 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

#### 14 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

#### 15 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 16 サービス提供に関する相談、苦情について

##### (1) 苦情処理の体制

苦情が発生した場合の窓口を設置しております。ご契約者様、ご家族様のご意見に迅速に答えられるよう対応してまいります。

##### (2) 苦情申立の窓口

訪問看護ステーション ひのわ 担当者 白崎 志歩	所在地 白山市美川浜町ソ473 電話番号 076-278-2155 FAX番号 076-203-6155 受付時間 9:00~17:00
白山市 長寿介護課	所在地 石川県白山市倉光町1-1 電話番号 076-274-9529
野々市市 介護長寿課	所在地 石川県野々市市三納1丁目1 電話番号 076-227-6066
金沢市 介護保険課	所在地 石川県金沢市広坂1丁目1番1号 電話番号 076-220-2264
能美市 保険年金課	所在地 能美市来丸町1110番地 電話番号 0761-58-2236

川北町 福祉課	所在地 石川県能美郡川北町字壱ツ屋174 電話番号 076-277-8388
小松市 長寿介護課	所在地 石川県小松市小馬出町91 電話番号 0761-24-8147
石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 石川県金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎4階 電話番号 076-231-1110

#### 17 非常災害時

地震・風雪水害などの自然災害発生時、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止させていただく場合がございます。その場合は当事業所からご連絡します。

#### 18 ハラスメント対策について

サービスの利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為をおこなった場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（叩く・蹴る・拘束する・頻回な暴言・怒鳴る・身体を押さえつける性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

#### 19 ペットについて

大切なペットの安全を守るためにもゲージに入れる等のご協力をお願いします。  
職員がペットに噛まれた場合、治療費のご相談をさせていただきます場合があります。

#### 20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---